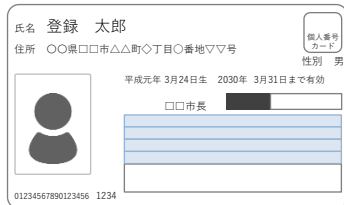


▶▶▶ マイナ免許証について

ご本人様確認書類としてマイナ免許証をご提出いただけるようになりました。

令和4年の道路交通法の改正により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、令和7年3月24日より「マイナ免許証（マイナンバーカード）」が運用開始されました。

(マイナ免許証 おもて面)



・免許に関する事項はICチップに記録されています。

※うら面には**個人番号（マイナンバー）**が記載されていますので、**提出しないでください。**

所有権解除オンライン受付サービスにてお申込みいただく際には、以下を参照のうえ、お手持ちの免許証のタイプに合わせてご本人様確認書類を提出ください。

免許証のタイプ	提出いただくもの	注意事項
<p>免許証</p> <p>おもて面</p> <p>うら面</p>	<p>おもて面</p> <p>うら面 (必要に応じて)</p>	<ul style="list-style-type: none"> いずれのタイプの免許証でも、有効期限内のものを、券面が鮮明に映るように撮影のうえ提出ください。 車検証のご住所/お名前が現在のご住所/お名前と異なる場合、備考箇所に記載されている内容にてすべての変更履歴が確認できれば、その券面も提出ください。 (変更履歴が確認できない場合、住民票/戸籍抄本など、変更履歴が確認できる書面もご準備ください。)
<p>マイナ免許証</p> <p>おもて面</p> <p>個人番号 (マイナンバー) 記載</p> <p>うら面</p>	<p>おもて面</p> <p>うら面</p> <p>うら面</p>	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードのうら面は提出しないでください。 通知カードは受付できません。